

本誓約書は、日本入国の空港で検疫所に提出する必要がありますので、必ず入国時に持参してください。
The traveler must submit a copy of this “Written Pledge” to the airport quarantine office when entering Japan.

レジデンストラックを利用して入国する人は、水際対策強化に係る新たな措置（５）（令和３年１月８日）に基づく緊急事態宣言期間における検疫の強化を踏まえ、同解除宣言が発せられるまでの間の措置として、本誓約書を提出する必要があります。

Residence Track

（２０２１年１月８日更新）

外務大臣
厚生労働大臣 殿

誓 約 書

１ 一般的事項

（企業・団体名）_____は、下記の者（以下「対象者」といいます。）の本邦入国に際し、以下の事項を誓約いたします。

（１） 対象者

名前（アルファベット）	国籍	旅券番号	出発国・地域	本邦滞在予定期間

入国前 14 日以内に入国拒否の対象地域に滞在歴がある場合、右欄にチェックを入れること ☐

（２） 誓約内容

ア 対象者の訪日目的が真に急を要し、必要不可欠なものであること。具体的な理由については以下に記載のとおり。

イ 対象者が、本邦入国前 14 日以内に出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に基づく入国拒否の対象地域（出発国・地域を除く。）に滞在歴がないことを保証すること。（注）

（注）出発国・地域から訪日する途中で出発国・地域以外の国・地域を経由する際、当該国・地域に入国・入域許可を受けて入国・入域している場合は、滞在歴があるものとします。

ウ 対象者に対し、本邦入国後に厚生労働省の要請に従った行動をとらせ、そのために必要な管理を行うこと。

エ 対象者に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大につながるおそれのある対人接触や行動を行わないよう指導及び監督すること。

オ 対象者が、上記ウの厚生労働省の要請に反する行動をとった場合又は上記ウの指導若しくは監督に従わない場合には厚生労働省検疫所業務管理室に対して、また、新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状を有することが確認された場合には、対象者の自宅又は宿泊場所を管轄する保健所に対して、直ちに報告するとともに、日本国政府の関係当局の指示に従うこと。

2 防疫事項

当企業・団体として、以下の事項について、対象者に説明の上、本人の同意を得たこと、また、その実施を確保するため必要な措置をとることを誓約いたします。

(1) 対象者が入国前 14 日以内に入国拒否の対象地域での滞在歴がある場合

- ア 対象者は、入国前 14 日間、検温を行い、仮に発熱や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の症状が認められる場合には、本邦への渡航を中止すること。
- イ 対象者は、現地出発前 72 時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、所定のフォーマットを用いて現地医療機関から、「陰性」であることを証明する検査証明を取得し、本邦入国時には検疫官及び入国審査官に対し、当該証明又はその写しを提示・提出すること。また、対象者は、入国審査官に当該証明又はその写しを提出できない場合には、出入国管理及び難民認定法の規定に基づき、入国拒否の対象となることについて理解すること。
- ウ 対象者は、入国時に、民間医療保険（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。）又は日本の公的保険制度に加入していること。
- エ 対象者又は受入企業・団体は、入国時に、対象者又は受入企業・団体が使用するスマートフォンに L I N E アプリをインストールし、また、入国後 14 日間毎日、同アプリを活用し、対象者の自宅又は宿泊場所を管轄する保健所に対象者の健康状態の報告を行うこと。
- オ 対象者は、入国時に、携行するスマートフォンに、厚生労働省が指定する接触確認アプリを導入し、また、入国後 14 日間、同アプリの機能を利用すること。
- カ 対象者は、入国時に、携行するスマートフォンの地図アプリ機能等を利用した位置情報の保存を開始し、また、入国後 14 日間、位置情報を保存すること。
- キ 対象者は、入国時、新型コロナウイルス感染症の検査を受け、その結果が判明するまで、検疫所長が指示した待機場所に留り、他の者と接触しないこと。やむを得ず、空港外の検査結果待機場所が必要な場合、待機場所は受入企業・団体が確保した施設（他者と一切接触しないような個室管理のできる施設）とし、その費用は受入企業・団体が負担すること。
- ク 対象者は、入国後 14 日間、公共交通機関（不特定多数が利用する電車、バス、タクシー、国内線の飛行機等）を使用しないこと。
- ケ 対象者は、検査結果判明後は、入国後 14 日間、自宅又は宿泊場所で待機することとし、不特定の者との接触を行わないこと。
- コ 入国後 14 日以内に対象者が有症状となった場合、受入企業・団体は、速やかに対象者の自宅又は宿泊場所を管轄する「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、滞在していた地域を伝え、対象者を指定された医療機関に受診させること。
- サ 入国後 14 日以内に対象者が陽性となった場合、対象者及び受入企業・団体は、スマートフォン等に保存した入国後の位置情報を速やかに管轄保健所に提示するなど、その調査（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 15 条に基づく積極的疫学調査）に協力すること。
- シ 受入企業・団体は、対象者が上記（1）カの位置情報の保存を行うこと及び上記（1）サの調査への協力として必要な情報提供を求められた際には位置情報を提示することにつき、あらかじめ対象者本人の同意を書面でとりつけておくこと。
- ス 受入企業・団体は、下記の感染防止対策を徹底すること。
対象者及び接触者の①マスク着用、②手指消毒の徹底、③「3密」を避ける
- セ 対象者は、上記の同意事項に反したことが明らかとなった場合等、不実の記載のある文書等により査証の申請を行い上陸許可を受けたと認められる場合には、出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となり得ることについて理解すること。

(2) 対象者が入国前 14 日以内に入国拒否の対象地域での滞在歴がない場合

- ア 対象者は、入国前 14 日間、検温を行い、仮に発熱や呼吸器症状、倦怠感等を含む新型コロナウイルス感染症の症状が認められる場合には、本邦への渡航を中止すること。
- イ 対象者は、現地出発前 72 時間以内に新型コロナウイルスに関する検査を受け、所定のフォーマットを

用いて現地医療機関から、「陰性」であることを証明する検査証明を取得し、本邦入国時には検疫官に対し、当該証明又はその写しを提示・提出すること。

- ウ 対象者は、入国時に、民間医療保険（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。）又は日本の公的保険制度に加入していること。
- エ 対象者又は受入企業・団体は、入国時に、対象者又は受入企業・団体が使用するスマートフォンにLINEアプリをインストールし、また、入国後14日間毎日、同アプリを活用し、対象者の自宅又は宿泊場所を管轄する保健所に対象者の健康状態の報告を行うこと。
- オ 対象者は、入国時、新型コロナウイルス感染症の検査を受け、その結果が判明するまで、検疫所長が指示した待機場所に留り、他の者と接触しないこと。やむを得ず、空港外の検査結果待機場所が必要な場合、待機場所は受入企業・団体が確保した施設（他者と一切接触しないような個室管理のできる施設）とし、その費用は受入企業・団体が負担すること。
- カ 対象者は、入国後14日間、公共交通機関（不特定多数が利用する電車、バス、タクシー、国内線の飛行機等）を使用しないこと。
- キ 対象者は、入国後14日間、自宅又は宿泊場所で待機することとし、不特定の者との接触を行わないこと。
- ク 入国後14日以内に対象者が有症状となった場合、受入企業・団体は、速やかに対象者の自宅又は宿泊場所を管轄する「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、滞在していた地域を伝え、対象者を指定された医療機関に受診させること。
- ケ 入国後14日以内に対象者が陽性となった場合、対象者及び受入企業・団体は、管轄保健所の調査（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく積極的疫学調査）に協力すること。
- コ 受入企業・団体は、下記の感染防止対策を徹底すること。
対象者及び接触者の①マスク着用、②手指消毒の徹底、③「3密」を避ける
- サ 対象者は、上記の同意事項に反したことが明らかとなった場合等、不実の記載のある文書等により査証の申請を行い上陸許可を受けたと認められる場合には、出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続の対象となり得ることについて理解すること。
- シ 対象者は、以下の事項の実施が推奨されていることを理解すること。
- 入国時に、携行するスマートフォンに、厚生労働省が指定する接触確認アプリを導入し、また、入国後14日間、同アプリの機能を利用すること。
 - 入国時に、携行するスマートフォンの地図アプリ機能等を利用した位置情報の保存を開始し、また、入国後14日間、位置情報を保存すること。

3 （対象者名） の入国について、上記1及び2の誓約に違反した場合、関係当局により企業・団体名が公表され得るとともに、今後当企業・団体の招へいする者に対し、本件措置に基づく本邦入国が認められないことがあることを理解します。

年 月 日

企業・団体名

部署名

受入責任者名（※）

肩書

住所

電話 (※2)

法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(※3)

L I N E アプリをインストールするスマートフォンの電話番号（日本国内の電話番号に限る）は以下に記載のとおり。なお、対象者本人が本邦入国時までに日本国内の電話番号を用意できない場合、あるいは対象者本人が日本語でL I N E アプリを通じた健康状態の報告を行えない場合は、受入企業・団体の受入責任者が代わりに報告する。

（ — — ）（記載例 090-XXXX-XXXX）

※1：対象者本人は受入責任者にはなれません。受入責任者の肩書きに指定はありません。

※2：受入企業・団体の受入責任者の方と連絡が取れる日本国内の電話番号である必要があります。

※3：平成25年5月24日に成立(平成25年5月31日公布)した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、国税庁から指定される13桁の番号。

※4：押印・署名は不要です。